

# | 敦賀市一般不妊治療費助成事業のご案内

敦賀市では、一般不妊治療(検査を含む)を受けたご夫婦に、治療費の一部を助成しています。

### ◆対象となる方◆

- ・戸籍上の夫婦もしくは事実婚(※1)であって、申請日において、夫または妻の住民登録が 1年以上前から引き続き敦賀市にある方
- ・市税を滞納していない方
- ・公的医療保険に加入していること
  - ※1 重婚でないこと、および「治療の結果、出生した子についての認知を行う意向がある」場合に対象となります。

#### ◆助成対象となる治療等について◆

- ·令和2年4月1日以降に受けた不妊検査·一般不妊治療で、治療開始から2年以内のもの。 (保険適用の有無は問いません)
- ・入院時の差額ベッド代、食事代、文書料その他の直接治療に関係のない費用は対象になり ません。

## ◆助成の内容◆

- ・1 組の夫婦に対して 1 回限り、助成対象費用にかかる自己負担額の 1/2 (※2) を上限 5 万円まで助成します。
  - ※2 千円未満の端数があるときは切り捨てになります。

## ◆申請の方法◆

次のいずれか早い日の翌日から起算して**6か月以内に申請**してください。

- ・検査または治療に係る夫婦の自己負担額が10万円を超えた時
- ・検査または治療を終了した時(夫婦のいずれか遅い方)
- ・治療開始日から2年を経過した時

#### 【申請書類等】

- ① 敦賀市一般不妊治療費助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 法律婚の場合は戸籍謄本(発行から3か月以内のもの、写しでも可) \*夫婦ともに敦賀市民で同一世帯の場合は不要
- ③ 事実婚の場合は、両人の戸籍謄本(発行から3か月以内のもの、写しでも可)、 住民票(敦賀市民でない方の分のみ)および事実婚関係に関する申立書・意 向確認書(様式第1号の2)
- ④ 医療機関が作成する証明書(様式第2号)
- ⑤ 領収書(原本)
- ⑥ 夫婦の納税証明書(完納証明書) \*申請書の同意確認欄に記入があり、市が確認できる場合は不要
- ⑦ 振込先口座の口座名義人・口座番号がわかるもの
- ⑧ 夫婦の保険証(コピーでも可)

問い合わせ・申請先 敦賀市福祉保健部健康推進課

(健康センター はぴふる) 20770-25-5311